

平成19年9月14日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	唐	島		稔
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課	北	村	和	博
企	画課	竹	下		勇
総	務課	北	御門	敏	則
財	政課	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局	長	中	村	和	典
税	務課	武	藤	竹	美
福	祉事務所	迎		和	泉
保	険健康課	岩	田	輝	寛
農	林水産課	平	石	和	弘
都	市建設課	田	中	敏	男
環	境下水道課	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課	松	浦		勉
水	道課	藤	家	敏	昭
教	育委員	藤	家	恒	善
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館	中	川		宏
農	業委員会事務局	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成19年9月14日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 報告第5号 平成18年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第2 議案第55号 平成18年度鹿島市水道事業会計決算認定について（大綱質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第3 議案第56号 鹿島市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定について（大綱質疑、常任委員会付託）
-

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 報告第5号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．報告第5号 平成18年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

おはようございます。それでは、報告第5号 平成18年度鹿島市土地開発公社の決算について御説明をいたします。お手元の平成18年度鹿島市土地開発公社決算書をごらんください。目次の次のページ、1ページ目の事業報告書をお開きください。

まず、事業の実績でございますが、平成18年度は公有地の取得及び処分などの事業は実施しておりません。理事会の開催状況、監査の実施につきましては記載のとおりでございます。

2ページ目をごらんください。2ページ目は役職員の構成でございます。理事長以下、12名の構成となっております。事務局は私ども財政課が担当をしております。

3ページ目をお開きください。3ページ目より平成18年度収支につきまして御説明をいたします。

まず、収入でございます。事業外収入として、合計欄ですが、予算現額55千円に対し、決算額56,949円となっております。中身につきましては、預金の利息による収入でございます。

4ページ目をごらんください。4ページは支出でございます。合計で、予算現額55千円に対し、決算額35,235円、不用額19,765円となっております。中身につきましては、管理費として公社を維持していく上で必要最小限の支出内容となっております。支出の内容につま

しては備考欄をごらんください。

5 ページ目をお開きください。5 ページ目は損益計算書でございます。

まず、4 つ目の項目の事業外収益をごらんください。受取利息として56,949円が収入に当たります。その上の3番目の項目、販売費及び一般管理費として35,200円、5番目の項目の事業外費用として雑損失として35円。

まず、受取利息は先ほど収入の欄で説明をしました預金の利息の収入がここに当たります。その上の販売費及び一般管理費が一般経費として事務経費に当たります。雑損失の35円でございますが、これは事務経費、振込手数料の消費税をここに35円計上をいたしております。差し引き21,714円の利益が出ております。この利益につきましては定款の規定により準備金に整理をいたしております。

6 ページをごらんください。貸借対照表、いわゆるバランスシートでございます。

まず、資産の部、流動資産、現金預金として35,807,195円、流動資産合計も同額でございます。中身は市内金融機関への預金でございます。

右の欄、中ほどの資本の部をごらんください。基本金、基本財産1,500千円、準備金として前期繰越準備金34,285,481円、当期純利益21,714円を合計いたしまして34,307,195円が準備金の合計、資本合計及び負債資本合計も同額でございます。

7 ページ目をお開きください。7 ページ目は準備金の計算書でございます。

8 ページ目と9 ページ目は決算意見書の写しを添付しております。

10 ページ目は附属明細書として基本金明細書を添付いたしております。

なお、昨年度の決算意見書におきまして、9 ページをごらんください。9 ページの末尾のところでございますが、「余裕資金の管理については、運用等を検討されてもよいのではないか」という御指摘をいただきました。早速、平成19年度におきましては、資金のうち34,000千円を市内金融機関へ預け入れております。利息は0.75%の1年定期、255千円の利息収入が見込まれております。

以上、平成18年度鹿島市土地開発公社決算につきましての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。1点だけお尋ねをしたいと思いますのですが、私は土地開発公社の事業については、これまでも今のような状況だから必要ないんじゃないかという意見を申し上げてまいりましたが、先ほど報告があったように、今のところ活動は休止しているということで、それはそれとしまして1点だけお尋ねをしたいと思いますのは4ページです。

4 ページに負担金補助及び交付金ということで、予算は33千円、決算が29,500円というこ

とで上げられております。これは九州地区土地開発公社連絡協議会負担金ほかということになっておりますが、その九州地区土地開発公社連絡協議会というのがどういう活動をなさっているか。例えば、今、実質的には休止状態という鹿島の状況にあるわけですが、鹿島から29千円ぐらいの負担金が出されているということで九州いっぱいだったら大きな予算規模になると思いますが、今、私たちが休業状態の中でこの連絡協議会というのがどういう役割を果たすことになるのかですね。なぜ、こういうことを言いますかといえば、やっぱり今、財政的にも非常に大変な中、わずかなお金でも削っていくというような状況ですからね、こういうのがどうなのかというのは、やっぱり私たちは具体的につかんでおきたいと思いますので、お尋ねをしています。お知らせください。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それではまず、この協議会の現状でございますが、19年度から負担金がなくなりました。これは先ほど議員言われますように、九州——そうですね、全国的に土地開発公社の事業というのが非常に縮小して役目を半ば終えるような状況でございます。今までここはどういったことをやっていたかという、やはり土地開発公社の運営方法とか、いろいろな問題が発生した事例の研究とか、あとは事務処理のノウハウとか、そういうものの勉強会及び総会等がございました。これは先ほど申しましたように19年度から組織は存続しますが、負担金はなくなります。また、佐賀県の開発協議会もございますが、ここも組織は残りますが、負担金なしで勉強会等の情報交換を必要に応じてやっていこうというふうに、19年度からはそういうふうになるようになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

19年度からはなくなったということがわかりますが、じゃあ、これまでのその年、その年の決算状況とか事業状況とかいうのは詳しく知らされているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

佐賀県の協議会も、九州の協議会も毎年総会があって、その中で事業報告と決算報告と、また監査報告もなされております。鹿島市は佐賀県の協議会の総会にしか出席をしておりませんが、その後、決算資料等は送ってきておりますので、明快な決算がなされていることは鹿島としても確認はいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、県の協議会のお話が出ていますが、この報告書の中には九州地区云々ということですが、これは県の協議会の負担もこの中に含まれているということですか。ということなら、九州地区と県のとでどれ、幾ら幾らになっていますか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

ちょっと今、手元に詳しい資料を持ってくるのを忘れておりました。後ほど、すぐ調べて報告をいたします。申しわけありません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私があえてこれを取り上げましたのは、今、特に中心では政治と金の問題でいろいろありまして、このような連絡協議会だとか、いろんな組合で大きな不明な金の動きというのが表立ってはそうじゃないですが出てきておりますので、やはりこういうのもわずかな負担金ということでは済まされないわけで、具体的に明らかにされているかどうかということをおも知りたかったし、後でぜひ九州地区がどういう状況なのか、県がどういう状況なのか、これまでのを見せていただくということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

しばらくお待ちください。

日程第2 議案第55号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2．議案第55号 平成18年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家水道課長。

○水道課長（藤家敏昭君）

おはようございます。それでは、議案第55号 平成18年度鹿島市水道事業会計決算について御説明いたします。議案書ではなく、別冊の決算書で御説明をいたします。この認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

まず、決算書の1、2ページをごらんください。

決算報告書でございますが、予算額、決算額とも消費税込みで記載をいたしております。それでは、収益的収入について御説明いたします。

第1款. 事業収益の予算額567,005千円に対し、決算額564,568,350円でございます。前年度決算と比較いたしますと、128,107,192円の減収となっております。営業収益は556,089,877円で、前年度より428,101円増加いたしましたけれども、営業外収益は8,478,473円で、前年度より100,906,314円の減収となっております。

次に、収益的支出について御説明します。

第1款. 事業費は予算額504,309千円に対し、決算額は467,128,481円で前年度より31,784,523円の減額となっております。営業費用は前年より41,006,161円減の294,101,982円、企業債利息の営業外費用は前年度より9,221,638円増の173,026,499円でございます。

この結果、事業収益から事業費用を差し引き、仮受消費税、仮払消費税及び消費税納付税を加減いたしますと、6ページの損益計算書に記載をいたしておりますとおり、当年度純利益は85,905,935円となります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、第1款. 資本的収入は予算額517,042千円に対し、決算額は413,982,200円で、前年度より379,412,452円の減収となっております。これは西牟田代替施設整備事業や中木庭ダム事業費の減に伴い、他会計出資金、企業債、国庫補助金が減少いたしましたものでございます。

次に、資本的支出は、予算額749,570,500円に対し、決算額は619,130,672円で前年度と比較いたしますと、363,760,120円の減額となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額205,148,472円は、3ページ記載のとおり過年度分損益勘定留保資金118,225,005円、当年度分損益勘定留保資金75,096,842円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,826,625円により補てんをいたしております。

次のページをごらんください。5ページは損益計算書でございます。この計算書は消費税を除いた額で記載をいたしております。

営業収益は530,035,889円、前年度より422,351円の増加で、そのうち給水収益は520,018,047円でございます。

営業費用は291,211,152円で、前年度より12.2%の減額となっており、営業収益から営業

費用を差し引いた営業利益は238,824,737円でございます。

次に、営業外収益は決算額8,478,511円で、前年比94,584,156円の減額となっております。これは主なものといたしましては、雑収益、西牟田配水池の物件移転補償費が17年度にございましたけれども、その分の減によるものでございます。

営業外費用は161,397,313円であり、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引きますと、先ほど申しました85,905,935円の経常利益が生じております。

次のページをごらんください。6ページは剰余金計算書でございます。

利益剰余金で、減債積立金は前年度末残高223,570,817円に前年度の純利益59,970,512円を繰り入れ、当年度末残高は283,541,329円となります。建設改良積立金は、前年度末残高30,566,687円に前年度利益105,046,012円を繰り入れ、当年度末残高は135,612,699円となり、積立金の合計は419,154,028円でございます。

未処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金48,184,801円に、当年度純利益85,905,935円を加え、134,090,736円となります。よって、利益剰余金の合計は553,244,764円でございます。

7ページ、お願いいたします。7ページから8ページは資本剰余金でございます。

工事負担金は、当年度は発生額がなく、当年度末の残高は166,828,783円でございます。

新設負担金は、給水装置工事申請時にメーター新設負担金としていただくもので、当年度発生額は4,420千円、当年度末残高は210,611,836円になります。

工事補償金は、他事業に伴う支障配水管の布設がえ等に対する工事補償金でございます。当年度発生額は6,416,286円、当年度末残高は440,823,453円でございます。これの主なものといたしましては、国道改良、浜川改修事業、公共下水道事業に伴うものと平成17年度の繰り越し分でございます。

他会計負担金は、当年度発生額が1,522千円でございます。これは消火栓の設置に対する一般会計からの負担金で当年度末残高は72,288,484円となっております。

受贈財産評価額は、当年度発生額はなく、当年度末残高は63,943,099円でございます。

国庫補助金は、中木庭ダム建設負担金に伴う補助金で、当年度発生額90,811,429円、当年度末残高は1,542,693,500円になります。

他会計補助金は、当年度発生額がなく、当年度末残高は1,042千円であり、よって、翌年度へ繰り越す資本剰余金は2,498,231,155円でございます。

9ページをごらんください。9ページは剰余金処分計算書でございます。

当年度未処分利益剰余金は134,090,736円で、本年度の純利益85,905,935円は、財政基盤確立のため減債積立金に積み立てることといたしております。よって、翌年度への繰越利益剰余金は前年度と同額の48,184,801円でございます。

10ページをお願いいたします。10ページは貸借対照表について御説明します。

資産の部でございます。固定資産は、有形固定資産合計で7,924,039,842円でございます。うち建設仮勘定は資本的支出のダム建設負担金、建設利息を加え、西牟田代替施設整備事業に係る施設等を本勘定へ移した結果、117,872,255円減の3,644,933,936円となります。

無形固定資産合計は2,258,400円で、有形、無形を合わせた固定資産の合計は7,926,298,242円でございます。なお、固定資産の詳細につきましては23から24ページに明細書を記載いたしております。

流動資産でございますが、現金預金は660,775,384円でございます。内訳は、22ページに収支表を記載いたしております。未収金の総額は19,117,516円でございますが、現年度、過年度の水道料金でございます。水道事業会計は出納整理期間がございませんで、3月末での決算となります。これに貯蔵品、その他流動資産を加えまして、流動資産の合計は680,324,410円となります。

繰延勘定はございません。よって、貸借対照表の借方である資産の合計は8,606,622,652円でございます。

次に、貸方の御説明をいたします。11ページをお願いいたします。

負債の部で、固定負債は前年度末残高が3,641,602円で、18年度は6,131千円を積み立て、退職給与金6,812,973円を支払った結果、固定負債合計は2,959,629円となっております。

流動負債の未払金は10,045,804円で、主なものは3月分の動力費や消費税等でございます。また、未払費用316,125円は、検針・料金徴収委託料や職員の手当等で、4月の支払い分でございます。その他流動負債は預かり下水道使用料で、流動負債の合計は28,772,514円、固定負債と流動負債を合わせた負債合計は31,732,143円でございます。

資本の部について御説明いたします。

資本金のうち、自己資本金は1,106,895,772円で、前年度より62,126,953円の増加でございますが、これは水源開発負担金に対する一般会計からの出資金でございます。

借入資本金は企業債で、前年度末残高は4,351,182,205円でありましたけれども、18年度に借り入れた企業債が240,500千円、償還金が175,163,387円、本年度末残高は4,416,518,818円となっております。剰余金は先ほど御説明いたしましたので、省略させていただきます。

よって、資本合計は8,574,890,509円で、負債と資本を合わせた負債資本合計は8,606,622,652円となり、10ページで説明いたしました資産合計と一致いたしております。

次に、12ページをお願いいたします。

12ページ、13ページは平成18年度鹿島市水道事業報告書で事業の概況を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

14ページ、ここは議会の議決事項、国庫補助金交付申請、起債許可申請、職員に関する事項を記載いたしております。

15ページから17ページ、ここには配水管の新設工事及び改良工事の概要を記載いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

18ページをお願いいたします。

業務であります。配給水状況のうち給水人口は2万7,884人、前年より301人減少、給水戸数は9,236戸で前年度より22戸増加いたしております。年間配水量は299万3,961立方メートルで、前年度より2万7,004立方メートル増加、有収水量は254万8,058立方メートルで前年より1,153立方メートルの減少となり、その結果、有収率は85.1%となりました。

事業収入及び事業費に関する事項は、消費税抜きで掲載いたしております。事業収入は538,514,400円、前年より121,790,784円の減収、給水収益は520,018,047円で前年度より133,146円の減収となっております。給水量1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる供給単価は204円08銭で前年度より6銭増加いたしております。

それから、19ページをお願いいたします。

営業費用は、前年度より人件費や物件費、現金支出を伴わない資産減耗費が減少し40,297,435円の減、営業外費用の支払利息等は2,382,760円の減、結果、事業費は452,608,465円で、前年度より42,680,195円の減額となっております。また、給水原価は177円33銭で前年度より16円74銭減少いたしております。

20ページをお願いいたします。

20ページは契約金額が10,000千円以上の工事は7件で、このうち6件は西牟田代替施設整備事業でございます。

21ページの3,000千円以上の業務委託は、水路管路網マッピングシステム導入業務委託で19年度へ繰り越しをいたしております。

企業債は、貸借対照表で御説明いたしましたが、240,500千円の借入金のうち129,900千円は西牟田代替施設整備事業費、40,000千円は配水管施設整備費として、また、38,800千円は機械・電気・計装設備等更新事業費で、31,800千円が水資源開発施設整備費のダム建設負担金として借り入れたものでございまして、本年度末残高4,416,518,818円でございます。

22ページ、その他会計経理に関する事項は議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費、交際費について記載をいたしております。

棚卸資産購入限度額に対する決算額は、限度額4,008千円に対し、決算額は1,476,383円となっております。これは新品メーター、修繕メーターの購入費でございます。

資金収支表は、受入資金、支払資金の状況でございますが、これは現金の動きをあらわしたもので、差し引きの660,775,384円は現金預金でございます。

23ページ、ここは平成18年の補てん財源説明であります。3ページで御説明いたしました不足額205,148,472円の補てん明細でございます。

24ページは、不課税収入明細書で、地方公共団体の企業会計において補助金や出資金等の

特定収入を得ている場合、消費税及び地方消費税の申告時に仕入れ控除税額が調整されます。そのため特定収入の用途について記載をいたしております。

25ページから29ページは、収益的費用の明細書でございます。

それから、30から32ページは、同じく資本的収支明細書でございます。

33、34ページは固定資産明細書で、10ページの貸借対照表で説明をいたしましたとおり、有形、無形固定資産の詳細を記載いたしております。

それから、35から40ページは企業債の明細書でございます。

41ページは6月定例会で御報告いたしました平成18年度の予算繰越計算書でございます。

それから、18年度決算におきまして、監査委員さんのほうから公営企業法第18条に基づく予算執行の件で御指摘いただきました。このことにつきましては、事業費、資本的支出の減に伴いまして、仮払消費税額の減少により消費税が増加いたしましたため、消費税及び地方消費税の予算に不足が生じたものでございます。この消費税の支払いにつきましては、各項の営業費用から営業外費用において流用できるものとして処理をいたしておりましたけれども、これが施行令第18条に基づく予算執行ではなかったということで、決算審査において御指摘をいただきまして深く反省をいたしておるところでございます。

今後の予算執行につきましては、関係法令を遵守して適切な予算執行に努めてまいりたいと思っております。

以上で報告を終わりますが、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

2点お尋ねをいたしたいと思います。

まずは、最も心配、ダム建設の負担金、その他の問題で心配をされております水道料金に手をつけることなく健全経営が行われた年度ということで、当局の労を多としたいというふうに思っております。

そこでお尋ねなんですけど、意見書の14ページから15ページにかけて実績表の指標を示していただいておりますが、そのうちの15ページの欄の職員1人当たりの配水量、並びに職員1人当たりの営業収益、いずれも漸増していると、つまり好転しているわけですね、平成16年度、17年度、18年度と。要するに1人当たりの利益が漸増、かなりの幅で上がってきておるということですが、私なりに見てみると、こっちの決算書の14ページを見ますと、恐らく職員削減基調のもとで、水道課の職員の方が減られたのかなということで見ますと、そういうことではなくて、平成17年度においても18年度においても職員体制は9名ということになっておりまして、どういった事情で職員1人当たりの配水量並びに収益が上がっておるのか、その決算意見書の14ページを見ますと、総配水量はほとんど動いていないというこ

とでございますので、その要因について、お尋ねをしておきたいということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

藤家水道課長。

○水道課長（藤家敏昭君）

谷口議員の質問にお答えします。

平成16年度の職員数が10名でございました。ここの営業収益を見ていただきますとわかりますように、損益勘定所属職員が分母になってきておりまして、分子に営業収益という計算式になっております。17年度は1名減の9名ということになります。18年度も全く同じ9名でございます。この計算式に当てはめて計算した結果がここに掲げておりますとおり、1人当たりの営業収益という数字にあらわれているということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

こちらの決算書の22ページの経理に関する事項を見ますと、職員給与費が約64,500千円に対して決算額が58,900千円ということが出ておりますので、職員構成の入れかわりというのも要因としては考えられると思うんですが、今の水道課長の説明によれば16年度が職員1人当たり59,050千円の利益を上げとるわけですね、10名体制ですね。しかし、17年度は9人に1人減で体制が少なくなって、その分が反映して1人当たり66,200千円の利益を上げた計算になっておりますが、18年度に至っても9名体制でやって、それと見合うような幅で1人当たりの収益額が上がってますね。平成18年度も75,710千円ということで、これもまた大幅増になっております。そういった点で、職員減とか、あるいは大幅な給与改定、マイナス要素があれば別なんですけど、職員の数名の人事異動によってこれだけの変動があるものかなという感じがしたものですからお尋ねをしたらわけなんですけど、どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤家水道課長。

○水道課長（藤家敏昭君）

営業費用につきましては、確かに職員の人事異動等も絡んでかなり営業費用の分、給与費の分もことは昨年と比べると減ってはおります。ことしの損益勘定職員の人数といたしましては7名ということでございます。平成16年から17年にかけては、事務吏員が1名減になっておりまして、その関係じゃなかろうかと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

いずれにしてもプラス要因のほうに働いておるわけですので、好転しているという意味で

は評価ができるわけですが、決算特別委員会もありますので、もう少し具体的に答弁の準備をしておいていただければと、説明をいただければと、そういうふうに思います。

次、2つ目、ダムが6月に竣工を迎えまして、当市上水道に予定をする8.7%の、そのダム取水については市長の水道政策の上でダム取水は当面というか、かなりの期間ということになると思います、行う予定はないと。そのことは1日当たりの、きょうの決算書を見てもわかりますように、水道の給水能力それ自体は1日1万3,000トン余の地下水の給水能力を持っております。一方では日最大にしても9,300トン程度しか使わない。前年度と比べても給水人口も減るという傾向にございます。1日平均でいけば8,000トン程度しか使っていないということで、かなり余力を、現在の水源をもっても持つておることから、私はその方針を高く支持をいたしておるわけなんです、一方、負の遺産が生じておる点をお尋ねしたいと思います。

大木庭地区に浄水予定地を買収いたしておりますが、これは既に先ほどの報告の所掌も土地開発公社からの買い戻しが行われていると、水道課のほうにというふうに思っておるわけなんです、この大木庭の浄水予定地の現在の活用状況、あるいは将来にわたって今のような状態でこの浄水場予定地を、ただ単に広場の利用程度で使い続けていくのかどうなのか、そういった点では非常にもったいない話ですね。そういった点でこの大木庭浄水場が今遊んでいるという状態でございます、この面積と、それから買収された総額面ですね、幾らで買収されたのか、ちょっと確認の意味でお尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

藤家水道課長。

○水道課長（藤家敏昭君）

御質問の大木庭浄水場の面積と買収費ということでの御質問でございますけれども、ちょっと今、手元に資料を持ち合わせておりませんので面積は、はっきりした数字はわかりませんが、約2ヘクタール程度あったかと思えます。

買収費用ということでございますけれども、これにつきましては、用地補償費という大枠での数字しか今現在持ってっておりません、買収費だけということにはまいりませんけれども、約258,000千円の中に用地費も含まれていると、これ用地補償費というようなことでこれだけ上がっておりますけれども。これは大木庭だけではなくて、蟻尾山の配水池等も含むものでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

当地の買収費用がどの程度かかったのかというのも後日で結構ですので、もう一回教えていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、この2ヘクタールの土地が現在まで、

あるいはこれから恐らく数十年続くであろうダム取水がないということを前提に置いた場合、この2ヘクタールの土地をただ単に遊ばせて管理費だけをつぎ込んでいくというやり方は、谷田工場団地のそれではございませんが、非常にもったいない話であって、この活用についてどういうふうに今後考えられていくのか、この際、ダムが完成した節目に展望を聞きたいと思っておるんです。まだ、そこまで詰めがあってないのかどうかわかりませんが、やはり有効活用を前提として事进行处理しなければならないというふうに思うわけなんですけど、そこら辺についての市長の所信をお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

確かに御指摘のとおりなんです。その実態と、それから今の状況というのはそういうことであります。まず、基本はダムからの取水というのは当面必要がない、それは余力がありますから御指摘のとおりです。当面、必要はない。したがって、すぐ6拡事業を今やる必要もないと、これは基本ですね。ただ、ここは、じゃあもうほかんとに全部転用していいかとなりますと、そうじゃないと思うんです。あくまでも今は必要ないけど、突発的に、あるいは将来的にどうしても地下水だけでは足りないというときには、やっぱりダムからの取水というのは大きく我々確保したわけですから、これは今大きな含み資産ですよ、いつでも切りかえられる状況というのは。ただ、今は必要ない、当分必要ない。だから、しないと。こういうことになります。

それで、1つはその方向で、当分ここは6拡事業はやりませんという方向で、今、政府と県と折衝してもう少しはっきりした形をつくらうとしています。これは具体的にまだ申し上げられませんが、方向はそっちのほうです。より強固にそれをするためというふうに理解してもらっていいですが、そういうことを内々折衝しています。これがその結果ということもありますし、また、補助事業の対象になっておりますので、目的外費用になるかならないかというのが大きなことですね、要因として。言われるように、あそこを当分使わなければ、その間でよかけんが、何じゃい使うたほうが得やろうもんと、これは当然なんです。私もその方向では考えにやいかんと思っておりますが、しかし、クリアしなければいけない問題として目的外使用の問題、補助対象事業の問題、こういうものもあるということを御理解いただきたいと思います。考え方は全く一緒です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

そういうことで、有効活用を検討していただきたいと思えます。私も当然、それは将来ですね、本市の企業誘致が思いのほか成功する条件ができて成功した場合、今の上水ではと

でも足りないという大量の水を使う企業が進出をしていただいた場合、これに備えるという点も含めて6拓事業それ自体は支持をいたしておりますが、そういった点でこの塩漬け状態の土地を永久的な構造物などに転用するという事は私も否定をいたしますけど、例えば、これが中川住宅地を市の職員駐車場に運用しているように、あそこでは駐車場としては活用できないかもわかりませんが、例えば、運輸関係の会社に貸し出すとか、例えばの例ですよ。そうした果実を生み出す使い方も含めて検討をされて、ただ遊休地であると、塩漬け土地が5年も10年も続くということは非常に不都合な話だろうと思います。そういった点で、ぜひ詰めた検討をしていただいて、しかるべき時期には議会にも報告をいただくようお願いを申し上げて私の質疑を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

藤家水道課長。

○水道課長（藤家敏昭君）

議員先般の質問の職員1人当たりの件でございますけれども、平成16年は損益勘定職員が9名でございます。17年度が8名ということで、損益勘定職員が1名ずつ減ってきております。（「16年が9人」と呼ぶ者あり）16年度が9名でございます。（「17年度が」と呼ぶ者あり）17年度が8名です。（「18年度は」と呼ぶ者あり）18年度は7名。（「1人ずつ減っているの」と呼ぶ者あり）3条関係の職員がそういう……（「計算上の配置がね。わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第55号は委員会条例第6条の規定により、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号は6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、松尾勝利君、松本末治君、馬場勉君、福井正君、中西裕司君、松尾征子君、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に中西裕司君、副委員長に福井正君、以上のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第56号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第56号 鹿島市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

議案第56号 鹿島市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定について御説明いたします。

議案書につきましては、3ページから5ページ、説明資料が別冊で議案第56号分となっております。

この案件は、担い手農地集積高度化促進事業の実施に伴い、地方自治法第224条の規定により、受益者から事業の分担金を徴収するために条例を制定するものでございます。

事業内容を説明させていただきます。別冊の資料をごらんいただきたいと思います。

資料での御説明の前に、事業概要を説明します。

この事業は、19年度からの新農業政策で水田農業において、米・麦・大豆の3品目を対象に、担い手に限定して支援する品目横断的経営安定対策への対応をするため、設立をされました集落営農組織の充実、発展のための支援対策でございまして、農地を効率的に作業をしやすく農作業委託を進めて利用集積させるという事業でございまして、そのために調整機能を持つ農用地利用改善団体というものをつくってくださいという内容でございまして。

市では今回のこの事業を受けまして、対象となります18の集落営農組織につきまして、説明推進をいたしました結果、6地区で農用地利用改善団体等を設立し、1ヘクタール以上のまとまりのある水田について、期間6年以上の農作業受委託契約で面的集積プランを定め取り組むことになりました。事業の実施主体は市であり、国の補助率は2分の1で、集落営農組織で組織された団体から2分の1を御負担いただきます。分担金徴収条例とともに所要額の経

費につきましては補正予算で提案をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをごらんください。

ここで担い手というのは集落営農組織のことです。上段から3行が国の政策目標ということで利用集積するための支援措置となっております。

①農地の団地化に向けた活動の支援【面的集積強化促進事業】とありますが、事業に取り組む集落営農組織は農用地利用改善団体など、いわゆる面的集積組織を設置して構成員農家と農作業受委託契約を締結することになります。集積対象者は認定農業者、集落営農でございます。交付の対象者は農用地利用改善団体などです。交付単価は、補助率2分の1以内で集落営農組織へ10アール当たり15千円でございます。

下のほうに事業のイメージ図をつけております。これは点線で一番外枠にありますけど、これが、例えば1つの集落の農地の区域ということになります。長丸の大きく集落営農組織とございますけれども、集落営農の組織がある場合は、これからいきますと、全体からしますと白の部分ぐらいを集落営農組織でまとめた状況にある、また、この集落には認定農業者、個人の方でもいらっしゃる、そういうふうな事例でございます。今回の事業で黒ふちで外に広がっておりますけれども、現状から集落営農組織に加入をされてない方たち等へ呼びかけをして面積を広げていく、そういうふうな状況でございます。

この中で白の部分になっている方が、具体的に申しますと、入り作者、よその部落から来ていらっしゃる耕作者、あるいは集落営農に今の段階ではかたらないということでいらっしゃる小規模農家の方であるとか兼業農家の方、白のところにはいらっしゃるというぐあいに考えていただいて結構かと思えます。ただ、鹿島市の場合は18の集落営農組織がございますけれども、ほとんどこの白の部分がございません。若干入り作者の方はございますけれども、入り作者を除いては基本的に全農家を集落営農組織に御加入いただくということでの推進がなされております。現状、そういうことになっております。この図は全国レベルの話でございますので、そのままつけております。

このようにこの事業の、国が想定しておりますのは、やはり集落営農組織と、地域によっては集落営農組織と個人でやろうとなさっている個人の認定農業者との調整、これがうまくいかないといかんということで基本的な想定がされております。

裏面の2ページをごらんください。

促進費の使い道でございます。具体的には9項目掲げております。詳細説明は省略をしますけれども、このように使い道としましては、農作業を委託する側、受託をする側の双方にとって幅広いものとなっております。

事業の説明は以上でございます。

議案書の4ページ、5ページをお開きください。

4ページですけど、第1条（趣旨）でございます。趣旨の条文です。

第2条が（定義）、これは交付対象者の説明条文でございます。補助金の交付対象者を農用地利用改善団体等とするという説明でございます。

第3条（分担金徴収の対象）を農用地利用改善団体等とする条文でございます。

第4条（分担金の額）です。事業費の2分の1とするものであります。

5ページの第5条です。第5条は（分担金の徴収方法）についてであります。

第6条によりまして、必要事項については規則で定めるとする条文であります。

附則といたしまして、2、平成21年3月31日限り、その効力を失うということで制定をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はないようでございますので、ただいま審議中の議案第56号は会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明15日から17日までの3日間は休会とし、次の会議は9月18日午前10時から開き、委員長報告、議案審議を行います。また、散会后、11時35分より文教厚生産業委員会を開催いたしますので、第1委員会室に文教厚生産業委員の方はお入りください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時25分 散会